

安城市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年11月25日

安城市監査委員 中村誠一

安城市監査委員 野場慶徳

第1 監査の種類 定例監査

第2 監査の対象及び期間

企画部経営情報課 令和3年9月3日から10月25日まで

総務部財政課 令和3年9月3日から10月25日まで

第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、企画部経営情報課及び総務部財政課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定期監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第4 監査の方針

令和3年8月末日までの令和3年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、次に掲げる事務において、指導事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。これらの事項は、当該部署はもとより、他の部署においても事務処理の見直しや改善の参考とされたい。

財政課

【指導事項】

備品購入事務において、前回と同様に請書に契印が押印されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。